公　示　日　：2022 年 5 月 11 日(水)
調達管理番号：22a00150
国　　名　　：グアテマラ
担 当 部 署 ：経済開発部　農業・農村開発第一グループ第三チーム
調 達 件 名：グアテマラ国農村開発アドバイザー業務

1. 担当業務、格付等

（１） 担 当 業 務 ：農村開発アドバイザー
（２） 格　　付　　：3 号
（３） 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

（１） 全体期間：2022 年 6 月中旬から 2023 年 2 月下旬
（２） 業務人月：現地　4.50、国内　0.50、合計　5.00
（３） 業務日数：

- 第 1 次 国内準備 3 日、現地業務 45 日、国内整理 1 日
- 第 2 次 国内準備 1 日、現地業務 55 日、国内整理 1 日
- 第 3 次 国内準備 1 日、現地業務 35 日、国内整理 3 日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第 1 次現地業務を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

（１） 簡易プロポーザル提出部数：1 部
（２） 見 積 書 提 出 部 数 ：1 部
（３） 提　出　期　限　：2022 年 5 月 25 日(水)（12 時まで）
（４） 提　出　方　法　：電子データのみ

➢ 専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）

✧ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022 年 4 月）」別添資料 11　業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き
https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

✧ 評 価 結 果 の 通 知 ：2022 年 6 月 7 日(火)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（１） 業務の実施方針等：

① 業務実施の基本方針 16 点

② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

（２） 業務従事者の経験能力等：

① 類似業務の経験 40 点

② 対象国・地域での業務経験 8 点

③ 語学力 16 点

④ その他学位、資格等 16 点

（計 100 点）

類似業務経験の分野	農村開発にかかる各種業務
対象国・地域又は類似地域	中南米地域
語学の種類	西語

5. 条件等

（１） 参加資格のない社等：特になし

（２） 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

グアテマラでは農業セクターは GDP の約 10.3%（FAO 推定値 2017 年）を占め、労働人口の約 29. 4%（ILO 2017 年）が従事する重要な産業である。しかしながら、農業従事者の 8%にあたる大規模農家が農地全体の約 9 割を所有しており、農業従事者の多くは零細農家である。また、国土の約 3 分の 2 が山岳地帯であり、農業従事者の約半数は、高原・山岳地帯に居住する先住民である。

2009 年に制定された国家農村開発政策（Política Nacional del Desarrollo Rural: PNDRI）により農牧食糧省が再編され、2012 年に国家農村普及システム（Sistema Nacional de Extensión Rural: SNER）を確立し、グアテマラ全土の各市につき 3 名の農村普及技術者（以下「普及員」）を配置することで農村

普及サービスが 15 年ぶりに再開された。農牧食糧省は「農村経済発展のための家族農業プログラム」(Programa de Agricultura Familiar para el Fortalecimiento de la Economía Campesina 2016-2020: PAFFEC）に基づき、全農業従事者の約半数にあたる家族農業を生計とする世帯へ収入向上に向けた支援をしている。PAFFEC では、農家を自給自足及び余剰生産の小規模販売を行う農業、市場志向型農業の段階に区分し、それぞれに適した技術支援を全国に実施しており、主に西部貧困地域を優先対象地域としている。

一方、国内の社会・経済的格差が大きく、地方農村の貧困問題は深刻であり、これらの格差を解消するために、小規模農家向けの公的な普及サービスの質を向上し、より多くの農家にこれらのサービスを提供することが求められている。

JICA は 2019 年 2 月、農牧食糧省の行政官 60 名を対象に「市場志向型農業振興(Smallholder Horticulture Empowerment and Promotion: SHEP[1])アプローチ」セミナーを実施した。農牧食糧省は同手法の実践に対し積極的な姿勢を示し、2020 年度及び 2021 年度に課題別研修「中南米向け小規模農家向け市場志向型農業振興（行政官）」（以下、SHEP 課題別研修）へ研修員が参加した。また、2022 年度の SHEP 課題別研修は 2023 年 1 月中旬～下旬に実施予定である。本業務は、中南米向け SHEP 課題別研修への適切な研修員の選定と参加する研修員及び帰国研修員[2]のアクションプラン作成・実施を支援する専門家を派遣し、協力効果の発現に努めるとともに、質の高い農村普及サービスが提供されるよう支援するものである。なお、2021 年 10 月から 2022 年 2 月にかけて第 1 年次として専門家が派遣され、パイロットグループが活動するパイロットサイト（グアテマラ県、ケツァルテナンゴ県、サン・マルコス県、キチェ県、トトニカパン県等）での活動が実施されており、本業務は第 2 年次としてその活動を継続して支援するものである。

また、JICA は SHEP クラスター事業戦略において、課題別研修を核に開発途上国のオーナーシップを重視した協力を展開することを定めており、本業務ではグアテマラのみならず、中南米での SHEP アプローチの導入及び活用促進に資する活動を実施し、各国のオーナーシップに基づいた効率的な協力を支援することとしている。本業務の現地渡航中に、中米諸国[3]を中心に遠隔での情報収集やフォローアップを行う他、ニカラグアとエルサルバドルへ

---

[1] 「作って売る」から「売るために作る」への意識変革を起こし、営農スキルや栽培スキル向上によって農家の園芸所得向上を目指す農業普及アプローチ。

[2] 過去に研修に参加した研修員（日本で研修に参加し自国へ帰国した研究員を指すが、オンラインで自国から参加した研修員も含める）。

[3] 対象国はメキシコ、グアテマラ、エルサルバドル、ホンジュラス、ニカラグア、コスタリカ、ドミニカ共和国。

は現地渡航により業務を行うことを想定している。

7. 業務の内容

本業務従事者（以下「専門家」）は、中南米向けSHEP課題別研修への適切な研修員の選定と参加する研修員及び帰国研修員のアクションプラン作成・実施を支援する。各市の普及員と協力し、SHEPアプローチを通じた農村普及を行うパイロットサイトでの活動の実施、モニタリング及び技術的な助言を行い、質の高い農村普及サービスが提供されるよう支援する。

具体的な業務内容は以下の通り。

（１） 第1次国内準備期間 (2022年6月中旬～6月下旬: 3日間)

①現地業務の開始に向けて、JICAグアテマラ事務所と事前調整を行う。

②業務全体のワークプラン（案）（西文、和文）を作成し、JICA経済開発部へ提出し、全体の活動計画及び第1次現地業務期間の活動計画を説明する。

③遠隔にてC/P（農牧食糧省）との協議を開始する。

（２） 第1次現地業務期間 （2022年6月下旬～8月上旬：45日間）

（6月25日に日本を出発してニカラグアへ渡航し、ニカラグアでの業務を実施した後、7月1日にグアテマラへ移動することを想定している。）

①JICAグアテマラ事務所にワークプラン（案）を提出し、全体の活動計画及び第1次現地業務期間の活動計画を説明する。

②ワークプラン（案）を基にC/Pと協議し活動計画を合意する。

③農村普及サービス実践のための研修の開催やパイロットサイトでの活動を支援する。

④グアテマラにおけるSHEP課題別研修の次期研修員選定計画策定[4]及び実施を支援する。

⑤グアテマラにおける SHEP 課題別研修の研修員選定戦略を含む長期的なSHEP活動指針案の作成を支援する。

⑥SHEP 課題別研修に参加した研修員のアクションプラン作成・改定を支援する。

⑦農牧食糧省普及員、その他農村普及サービス提供者（市、NGO、民間、大学等）に対するOJT、OFFJTの研修の計画及び実施を支援する。

⑧パイロットサイトにおける普及員及び対象農家のモニタリングを行い、ベー

[4] 例）{1}～{4}について具体的に計画する。{1}研修３か月前：研修対象国の研修参加見込み機関・団体及び個人の有無の調査。{2}研修２か月前：対象国ごとの参加可能人数及び参加見込み者の把握、GI（General Information：研修プログラム概要）受け取り。{3}研修１か月前：応募者が選定された理由や背景の調査.{4}研修後：次期研修生選定に向けた留意点まとめ。

スライン調査を支援する。

【以下⑨～⑭中南米広域業務】
⑨SHEP 課題別研修の対象国（中南米 10 カ国程度）の次期研修員選定計画策定[5]及び実施を支援する。
⑩SHEP 課題別研修の帰国研修員の取組について、帰国研修員や各国事務所等より情報収集を行う。
⑪派遣中の中米統合機構（SICA）広域アドバイザー[6]と連携し、SICA の地域レベル会合等において、「農業普及」をテーマとしたセミナー・ワークショップを実施する。（現段階では、8 月に SICA 職員に対して 2 時間のオンライン研修を 1 回実施することを想定している）
⑫ニカラグアへ渡航し、SHEP 課題別研修の帰国研修員のアクションプランにかかる実施支援を行う。
⑬ニカラグアでの業務の開始時に JICA ニカラグア事務所への説明・打合せ、終了後に結果報告を行う。
⑭JICA グアテマラ事務所及び C/P に対し、現地業務結果を報告するとともに、第 1 次現地業務結果報告書（和文、西文）を提出する。

（３） 第 1 次国内整理期間 （2022 年 8 月中旬：1 日間）
①JICA 経済開発部へ報告を行うとともに、第 1 次現地業務結果報告書（和文、西文）を提出する。

（４） 第 2 次国内準備期間 （2022 年 9 月下旬：1 日間）
①JICA 経済開発部へ、第 2 次現地業務期間の業務計画を説明し、了解を得る。また、当初のワークプランの内容に大きな変更があれば、その内容を説明する。

（５）第 2 次現地業務期間 （2022 年 9 月下旬～11 月下旬： 55 日間
（9 月下旬に日本を出発してグアテマラへ渡航し、第 2 次現地業務期間中に 1 回、グアテマラ・エルサルバドル間を移動し 1 週間程度エルサルバドルで業務を実施することを想定している。）
①JICA グアテマラ事務所に第 2 次現地業務期間の業務計画を説明する。

---

[5] 例）脚注4と同様。
[6] 中米地域での農村開発及び農業を支援する専門家をコスタリカのSICA中米農牧大臣会合技術事務局（SE-CAC)に2021年度より派遣。SE-CAC及びSICA加盟国の農業・農村開発分野に関連する省庁が、JICAとの間で合意された課題別研修の活用方針及び各国で整理された開発課題に基づき、開発効果の向上に向け、JICA事業を効率的に活用できるようになることを派遣の目的としている。

②ワークプランを基に C/P と協議し活動計画を合意する。
③農村普及サービス実践のための研修の開催やパイロットサイトでの活動を支援する。（継続）
④グアテマラにおける SHEP 課題別研修の次期研修員選定計画策定及び実施を支援する。（継続）
⑤グアテマラにおける SHEP 課題別研修の研修員選定戦略を含む長期的な SHEP 活動指針案の作成を支援する。（継続）
⑥SHEP 課題別研修に参加した研修員のアクションプラン作成・改定を支援する。（継続）
⑦農牧食糧省普及員、その他農村普及サービス提供者（市、NGO、民間、大学等）に対する OJT、OFFJT の研修の計画及び実施を支援する。（継続）
⑧パイロットサイトにおける普及員及び対象農家のモニタリングを行う。

【以下⑨～⑬は中南米広域業務】
⑨SHEP 課題別研修の対象国（中南米 10 カ国程度）の次期研修員選定計画策定及び実施を支援する。
⑩SHEP 課題別研修の帰国研修員の取組について、帰国研修員や各国事務所等より情報収集を行う。（継続）
⑪エルサルバドルへ渡航し、SHEP 課題別研修の帰国研修員のアクションプランにかかる実施支援を行う（渡航期間は 1 週間程度を想定）。
⑫エルサルバドルでの業務の開始時に JICA エルサルバドル事務所への説明・打合せ、終了後に結果報告を行う。
⑬JICA グアテマラ事務所及び C/P に対し、現地業務結果を報告するとともに、第 2 次現地業務結果報告書（和文、西文）を提出する。

（６） 第 2 次国内整理期間 （2022 年 12 月中旬：1 日間）
①JICA 経済開発部へ報告を行うとともに、第 2 次現地業務結果報告書（和文、西文）を提出する。

（７） 第 3 次国内準備期間 （2022 年 12 月中旬：1 日間）
①JICA 経済開発部へ、第 3 次現地業務期間の業務計画を説明し、了解を得る。また、当初のワークプランの内容に大きな変更があれば、その内容を説明する。

（８） 第 3 次現地業務期間 （2023 年 1 月上旬～2023 年 2 月上旬 : 35 日間）
①JICA グアテマラ事務所に第 3 次現地業務期間の業務計画を説明する。
②ワークプランを基に C/P と協議し活動計画を合意する。

③農村普及サービス実践のための研修の開催やパイロットサイトでの活動を支援する。（継続）
④グアテマラにおける SHEP 課題別研修の次期研修員選定計画策定及び実施を支援する。（継続）
⑤グアテマラにおける SHEP 課題別研修の研修員選定戦略を含む長期的な SHEP 活動指針案の作成（完成）を支援する。
⑥パイロットサイトにおける普及員及び対象農家のモニタリングを行い、エンドライン調査の実施を支援する。

【以下⑦～⑩は中南米広域業務】
⑦SHEP 課題別研修の対象国（中南米 10 カ国程度）の次期研修員選定計画策定及び実施を支援する。（継続）
⑧SHEP 課題別研修の帰国研修員の取組について、好事例、課題、教訓等の情報整理を行う。
⑨JICA がグアテマラにおいて開催する SHEP 課題別研修の在外補完研修の実施支援及び国際ワークショップ（オンライン）の開催を支援する。
⑩JICA グアテマラ事務所及び C/P に対し、現地業務結果を報告するとともに、第 3 次現地業務結果報告書（和文、西文）を提出する。

（９） 第 3 次国内整理期間 （2023 年 2 月上旬～2 月中旬を想定：3 日間）
①専門家業務完了報告書（和文、西文）を作成し、JICA 経済開発部に提出、報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

（１） ワークプラン（全体及び各現地業務開始時）
現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。
和文及び西文：電子データ PDF（C/P、JICA 経済開発部、JICA グアテマラ事務所、ニカラグア事務所、エルサルバドル事務所へそれぞれ送付。C/P へ和文の送付は不要）

（２） 現地業務結果報告書
各現地業務終了時。
和文及び西文：電子データ PDF（C/P、JICA 経済開発部、JICA グアテマラ事務所、ニカラグア事務所、エルサルバドル事務所へそれぞれ送付。C/P へ和文の送付は不要）

ただし、第３次現地業務結果報告書（和文）は（４）専門家業務完了報告書をもって代えることとする。

記載事項：

① 各現地業務期間における業務の具体的内容
② 各現地業務期間における業務の達成状況
③ 各現地業務期間に業務実施上遭遇した課題とその対処
④ 残された課題
⑤ 実現可能な提言

（３） 専門家業務完了報告書（和文：電子データ PDF）

2023 年 2 月 13 日(月)までに提出。

現地業務期間中／国内作業期間中の業務報告書（和文）を、JICA 経済開発部及び JICA グアテマラ事務所へ提出し、報告する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022 年 4 月）」の「Ⅸ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料２　報酬単価表」を参照願います。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html

留意点は以下のとおりです。

（１） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。グアテマラ・ニカラグア間、グアテマラ・エルサルバトル間の移動は航空機の利用を想定しています。但し、ニカラグアへの渡航に係る経費（航空賃及び日当・宿泊料等）は本見積に含め、エルサルバドルへの渡航に係る経費は在外事業強化費から支出することとし、本見積には含めません。

航空経路は、以下を標準とします。

第１次：日本→米国経由→ニカラグア→グアテマラ→米国経由→日本

第２次：日本→米国経由→グアテマラ→米国経由→日本 （エルサルバドル１週間訪問：グアテマラ→エルサルバドル→グアテマラ）

第３次：日本→米国経由→グアテマラ→米国経由→日本

（２） 臨時会計役の委嘱

グアテマラにおける活動経費（車両借り上げ費等）については、JICA グアテマラ事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です。エルサルバドル及びニカラグアでの車両借り上げは、各事務所で手配する予定です。（これらの活動経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です。）

＊臨時会計役とは、会計役としての職務（例：在外事業強化費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

（３） 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

７．業務の内容に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月の現地分、国内分、渡航回数は２．契約予定期間等に記載の数値を上限とします。

本業務で渡航する３か国では、現時点では新型コロナ感染症対策の入国後の隔離措置はありません。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本専門家のみです。

③ 便宜供与内容

１）グアテマラ

ア） 空 港 送 迎：なし

イ） 宿 舎 手 配：なし

ウ） 車両借上げ：あり

エ） 通 訳 傭 上：なし

オ） 現地日程のアレンジ：第 1 次現地業務開始時におけるグアテマラでの C/P との協議についてのみ、JICA グアテマラ事務所員がスケジュールアレンジ及び同行を行う。

カ） 執務スペースの提供：グアテマラ農牧食糧省内における執務スペース提供

２）ニカラグア

ア）　空 港 送 迎：あり

イ）　宿 舎 手 配：なし

ウ）　車両借上げ：あり（ニカラグア事務所の予算から支出するため本見積には含めないこととする）

エ）　通 訳 傭 上：なし

オ）　現地日程のアレンジ：第１次現地業務期間におけるニカラグアでの C/P との協議開始時についてのみ、JICA ニカラグア事務所員がスケジュールアレンジ及び同行を行う。

カ）　執務スペースの提供：なし（ニカラグア滞在期間は移動が多いため）

３）エルサルバドル

ア）　空 港 送 迎：あり

イ）　宿 舎 手 配：なし

ウ）　車両借上げ：あり（エルサルバドル事務所の予算から支出するため本見積には含めないこととする）

エ）　通 訳 傭 上：なし

オ）　現地日程のアレンジ：第２次現地業務期間におけるエルサルバドルでの C/P との協議開始時についてのみ、JICA エルサルバドル事務所員がスケジュールアレンジ及び同行を行う。

カ）　執務スペースの提供：なし（エルサルバドル滞在期間は移動が多いため）

（２）　参考資料

①　本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部　農業・農村開発第一グループ第三チームから配布しますので edga1@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

・要請書

・SHEP 課題別研修に関連する資料

・グアテマラ共和国農村開発アドバイザー業務　専門家業務完了報告書（2022 年 2 月）

また、以下のホームページに、SHEP 課題にかかる参考資料が公開されています。

https://www.jica.go.jp/activities/issues/agricul/approach/shep

/index.html

② 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア）提供資料：「独立行政法人国際協力機構　サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」

イ）提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本　文　：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

（３）その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、それぞれの国の JICA 事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」（http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具

体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上